

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第2号の概要

請求内容	水路浚渫工事に係る設計内訳書等
所管課	建設局南部区画整理事務所
所管課の決定	一部公開決定
所管課の主張	<p>1 本件公文書の非公開部分について</p> <p>京都市では、工事設計書等の公開請求を受けた場合、公開決定日において請負契約が締結されている場合は、設計書のすべてを公開するが、当該設計書に使用している単価等を京都市が別に発注する工事に使用する可能性がある場合や当該設計書に使用している単価を使用して作成した別工事の契約が締結されていない場合など、公開することで同種工事の入札段階において、実際の取引価格を誘導し、民間事業者間における自由な商取引を阻害するおそれがある場合、これらの単価等については非公開としている。</p> <p>本件公文書に使用する単価は、今後、別に発注する工事に使用する可能性があることから、単価等について非公開とした。</p> <p>2 条例第7条第6号該当性について</p> <p>(1) 京都市では、著しい低価格での入札が、手抜き工事による品質低下、下請へのしわ寄せ、安全対策の不備等につながるおそれがあることから、低入札調査基準価格を設定した低入札価格調査制度を適用している。</p> <p>低入札価格調査において、提出された積算内訳書の調査を厳格に行うこととし、請負業者が工事内容を十分理解し、適正な積算がなされているか、また契約内容に適合した確実な履行が可能であることを判定することとしている。</p> <p>(2) 非公開部分を公開することにより、施工能力や積算能力を含めた技術力が未熟な業者が、今後発注する別の工事に対し、工事の契約内容を理解せず、企業としての努力を怠り、公開により入手した単価を安易に一定の割合で減じるなどして使用し、容易に積算内訳書を作成することが可能となる。</p> <p>(3) (2)により作成した積算内訳書と、入札参加者自らが積算して作成した適正な積算内訳書の判別は難しく、技術力が未熟な業者との契約を未然に防ぐことが困難となることにより、公共事業の質の低下を招き、今後の入札、契約等の事務に支障を及ぼし、京都市の財産上の利益を不当に害するおそれがある。</p> <p>(4) 単価使用年月及び歩掛適用年月を公開すると、当該工事に係る予定価格がどの時点での基準書及び「京都市土木積算システム単価」等に基づき算定されているかが明らかになり、単価が推測される。</p>
不服申立人の主張	<p>1 現入札制度（予定価格・最低制限価格の事前公表）においては、単価を公開することにより京都市の財産上の利益を不当に害するおそれは全くない。</p> <p>2 京都府は契約後であれば単価をすべて公開している。京都市ではできないという理由が分からない。</p> <p>3 単価使用年月等を公開すれば価格が類推されるとあるが、年月から価格は分からないのではないか。</p> <p>4 低入札価格調査制度が、積算内訳書を重視しすぎである。</p>
審査会の判断	<p>1 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、幹線水路の浚渫工事を実施するに当たり、実施機関が工事内容を決定し、その工事金額を積算するために作成したものである。</p>

本件公文書は、工事設計書のうち、設計内訳書（本01）、一式当り内訳書、1次単価表、2次単価表及び3次単価表から構成されており、単位当たりにより要する工事、作業等ごとに、その名称・規格、条件、単位、数量、単価及び金額（数量×単価）並びに当該金額の合計額が記載されている。また、設計内訳書（本01）以外の文書には、単価使用年月及び歩掛適用年月が記載されている。

2 条例第7条第6号該当性について

(1) 単価等について

ア 低入札価格調査は、応札業者から提出された積算内訳書の調査を含め、手持ち工事の状況や手持ちの資材、機械の状況など、施工体制を含め多角的に調査を行い、当該工事の履行が可能であるかを判断するものである。

イ 具体的には、「京都市低入札価格調査取扱要領の運用（建設局）」に基づき、設定した調査項目に基づき調査を行うとともに、別に定めた「低入札価格調査チェック表」（以下「チェック表」という。）によりチェックを行う。

ウ 当該運用のうち、積算内訳書の調査では、京都市が作成した設計内訳書及び入札時に業者から提出された積算内訳書、また下請業者からの見積額のそれぞれの金額を一覧表の様式にした「設計内訳書との照査一覧表」（以下「照査一覧表」という。）を作成するとともに、チェック表を基に厳密に調査し、当該積算内訳書が適当であるかを判断する。

エ 照査一覧表により調査したところ京都市の設計内訳書と積算内訳書の金額が一部において大きな差異があり、追加調査を行った結果、業者が計画した材料と京都市が指示している材料とに相違があり、業者の計上した金額では京都市が指示した材料の調達が困難であると判明した事例等もあるほか、毎年相当数の入札について失格とするなど、低入札価格調査制度は有効に機能し、技術力等が未熟な業者との契約を未然に防ぐことに寄与していると認められる。

ウ したがって、単価等を公開すると、技術力が未熟な業者が、企業努力を尽くさず安易に積算内訳書を作成することが可能となることにより、技術力が未熟な業者との契約を未然に防ぐという低入札価格調査制度の機能が損なわれ、その結果、今後行われる入札、契約等の事務に支障を及ぼし、京都市の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められる。

(2) 単価使用年月及び歩掛適用年月について

ア 設計内訳書等を作成するに当たっては、その時点における最新の基準書及び「京都市土木積算システム単価」等を用いていることが明らかであることから、これを公開したとしても単価等は推測されることはない。

イ したがって、単価使用年月及び歩掛適用年月を公開することによって、今後行われる入札、契約等の事務に支障を及ぼし、財産上の利益を不当に害するおそれがあると認めることはできない。